

## <たび西条宿泊キャッシュバックキャンペーン>

### 申請に係る注意事項等（個人宿泊者様向け）

- このキャンペーンは、西条市が独自に行っている事業です。
- 期間は、令和4年5月9日（月）から開始し、予算の上限に達した時点で終了となります。
- 県内外を問わず、西条市内の補助対象登録施設（旅館・ホテル）での宿泊者が対象です。
- 利用日から必ず14日以内に申請してください。（当日消印有効）  
※14日を過ぎると、申請を受け付けることができません。
- 請求者と補助金の振込先の口座名義は同一のものにしてください。  
無理な場合は、事務局までご相談ください。
- 複数人（家族、グループ等）で利用する場合は、代表の方が申請してください。  
※宿泊利用の場合は、宿泊予約された方が代表して申請してください。
- 食事付き宿泊プランの食事部分については、飲食費等の補助対象となりません。  
※食事部分のみの領収書を提出できる場合は、対象となります。
- 宿泊の際、料金が発生しない乳幼児については、宿泊者数に含みません。
- 飲食費等の補助については、宿泊を伴うことが条件です。  
飲食費等の補助対象施設は以下のとおりです。  
利用期間（チェックイン日からチェックアウト日を含む旅行期間）
  - ・ 市内宿泊施設での追加飲食
  - ・ 市内の飲食・ファストフード店・コンビニ・スーパー・レジャー施設等でレシートもしくは領収書（店舗名・利用日・利用料金記載のもの）の発行が受けられる店舗（テイクアウトを含む）
  - ・ タクシー等の市内観光の移動に係る経費
- たばこ、商品券、宝くじ等の換金性の高いものの購入については、補助対象となりません。